



# 横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者 業務の基準 別添資料

令和6年4月  
横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課

## 目 次

施設利用に関する書類	1
管理業務に関する記録事項	2
指定管理業務における作成書類	3
モニタリングにおける確認事項	4
指定管理者が加入する保険	5
設備等保守管理及び清掃項目一覧	6

## 施設利用に関する書類

ア	利用許可申請書（※1）／利用許可書
イ	許可申請事項変更申請書（※2）／許可申請事項変更許可書
ウ	利用許可取消申出書（※3）／利用許可取消許可書
エ	利用料金減免申請書／利用料金減免承認・不承認決定通知
オ	利用料金返還申請書／利用料金返還承認・不承認決定通知
カ	利用料金納付書
キ	利用料金領収証
ク	利用の手引き
ケ	施設パンフレット
コ	その他必要な書類

- 1 （※1）については、原則として、横浜市市民ギャラリー条例施行規則第2号様式とする。
- 2 （※2）については、原則として、横浜市市民ギャラリー条例施行規則第3号様式とする。
- 3 （※3）については、原則として、横浜市市民ギャラリー条例施行規則第4号様式とする。
- 4 利用者の利便性を考慮して、一つの書類に複数の項目を含めて作成することも可とする。

【例】・「利用料金納付書兼領収書」

・「施設パンフレット」内に「利用の手引き」について記載 等

- 5 前指定期間中に前指定管理者が作成した書類については、引き継ぐことができる。

## 管理業務に関する記録事項

ア	運転監視及び日常点検、定期点検等により発見した故障、修理必要箇所に関すること
イ	保守管理報告に関すること (ア) 設備管理日誌、設備運転日誌 (イ) 設備点検結果記録表（日常点検整備結果記録表、事故及び故障報告書、交換修理補修記録等） (ウ) 収蔵庫内温・湿度等管理日誌、収蔵庫内設備等点検日誌
ウ	電力、水、ガス等の使用量のほか、運転・点検等に関すること

## 指定管理業務における作成書類

	作成資料	記載内容	提出等	備考
ア	業務計画書	①文化事業に関する年間計画 ②運営業務に関する年間計画 ③管理業務に関する年間計画 ④当該年度の収支予算書 等	前年度9月末までに案を作成し提出	別に定める様式を使用する
イ	日報	① 日付、天気、開館時間 ② 職員勤務状況 ③ 主な催物 ④ 各室利用状況 ⑤ 受付業務対応状況 ⑥ その他必要書類	作成後保管し、主な事項を月次報告に集計する	重要な件に関しては、随時報告を行う
ウ	事故報告	① 問合せ・苦情及びその対応等 ② その他必要書類	作成後保管し、主な事項を月次報告に集計する	重要な件に関しては、随時報告を行う
エ	月間業務報告書	① 月次利用者数、利用率、利用件数等 ② 施設管理状況 ③ 問合せ・苦情及びその対応等の集計 ④ その他必要書類	モニタリングにて報告(原則月1回)	施設管理に関する報告(「管理業務に関する記録事項」を含む)
オ	収支報告	① 利用料金収入 ② 事業収入 ③ その他収入 ④ 支出の執行状況 ⑤ その他必要書類	四半期(7、10、1、4月)ごとに、当該モニタリングにて報告	公募要項5(4)に基づき設けた専用口座の通帳を確認
カ	文化事業報告	① 入場者・参加者数 ② 事業収支 ③ 広報活動 ④ アンケート結果 ⑤ 実施済みの事業に対する検証 ⑥ その他特記事項	原則、半期(10、4月)ごとに、当該モニタリングにて報告	
キ	自己評価報告	* 自己評価	当該年度終了後に報告	
		* アンケートやヒアリング等利用に対する調査の実施	当該モニタリングにて随時報告	
ク	業務報告書	* 1年間の業務報告書として集計、整理 * 当該年度の収支決算書	当該年度の次年度4月末までに提出	「物品管理簿(第I種)」を併せて提出する

## モニタリングにおける確認事項

名称	内容	実施時期
月次モニタリング	月次報告書による業務遂行の確認	毎月
四半期モニタリング	収支確認・支出の執行状況 ・利用料収入等の確認 等	7、10、1、4月
半期モニタリング	① 文化事業実施に関する業務の確認 ② 乙による自己評価	10、4月
年間モニタリング	・提案内容に従って運営されているか ・施設の設置目的に適した事業運営がなされているか ・収支バランスの確認 ・その他必要事項	当該年度の次年度5月
随時モニタリング	必要事項	随時

## 指定管理者が加入する保険

### 1 指定管理者が加入する施設賠償責任保険の種目・仕様

	保険種目		損害填補額・保険金額
ア	賠償責任保険	施設	1 事故 5 億円 1 名 1 億円 財物 1000 万円 使用不能 500 万円 人格権侵害 100 万円
イ	動産総合保険		50 万円
ウ	レジャー・サービス費用保険		被災者対応費用 500 万円

### 2 レジャー・サービス施設費用保険 担保項目

ア	被災者対応費用保険金 (1 事故につき(被災者対応費用支払限度基礎額)×被災者)
イ	被災者傷害見舞費用保険金 (ア) 死亡見舞費用保険金 (被災者 1 名につき 50 万円) (イ) 後遺障害見舞費用保険金 (被災者 1 名につき後遺障害の程度に応じて 50 万円～1.5 万円) (ウ) 入院見舞費用保険金 (被災者 1 名につき入院日数に応じて 10 万円～2 万円) (エ) 通院見舞費用保険金 (被災者 1 名につき通院日数に応じて 5 万円～1 万円)

設備等保守管理及び清掃項目一覧

保守対象項目		作業・点検内容等	数量	頻度
照明設備保守管理	展示室照明（1階、2階）			
	蛍光灯交換	FHF32EX-N U（または同等品） （1階 264本、2階 272本）	536	3年に1回
	器具清掃	ドライモップで拭き取り	268	3年に1回 （蛍光灯交換と同時）
展示室設置機器保守管理	展示室内設置機器			
	エアコン ダイキン工業(株)製 室内機/FVYCP280M 室外機/RYCP280P	熱交換器の高圧洗浄・モーター絶縁抵抗値測定・ 運転電流測定・各冷媒系統圧力測定・潤滑油量圧 力値確認・冷媒ガス漏れ点検・保護装置作動確 認・各センサー適正作動点検・フィルターユニッ ト交換（※）・その他	2	1年に1回
	（※）フィルター 日本エアフィルター(株) 製	一次フィルター（不織布フィルター）	8	1年に1回
二次フィルター（高性能フィルター） 品名：ミラクリーン／形式：MKH-E6-006A／ 寸法：775×540×65（mm）		8		
収蔵庫設置機器保守管理及び清掃	収蔵庫内設置機器			
	エアコン ダイキン工業(株)製 室内機/FVMP140MA 室外機/RCMP140KK	熱交換器の高圧洗浄・モーター絶縁抵抗値測定・ 運転電流測定・各冷媒系統圧力測定・潤滑油量圧 力値確認・冷媒ガス漏れ点検・保護装置作動確 認・各センサー適正作動点検・フィルターユニッ ト交換（※）・ドレン清掃、その他	2	1年に1回
	（※）フィルター 日本エアフィルター(株) 製	一次フィルター（不織布フィルター）	4	1年に1回
		二次フィルター（高性能フィルター） 品名：ミラパック／形式：MPE-A9-FF1Z／ 寸法：594×594×150（mm）	4	
		三次フィルター（イオンケミカルフィルター） 形式：C-RAC-B1／寸法：600×435×35（mm）	32	
	除湿機 ・日立アプライアンス(株) 製 RK-2L2（2台） ・ダイキン工業(株)製 J2KP （1台）	モーター絶縁抵抗値運転電流値測定・各冷媒系統 圧力測定・冷媒ガス漏れ点検・保護装置作動確 認・各センサー適正作動点検・ドレン配管の通水 点検・フィルター清掃	3	1年に1回
	加湿機 ウエットマスター(株)製 WM-SEC03	定格稼働寿命 4,000 時間毎の電極ユニットの交 換、各部品の保守点検	2	定格寿命に より1年に 2回
	排気口の器具	清掃	1	1年に1回
	収蔵庫内の清掃			
	定期清掃	特別清掃を実施し、機能の維持及び美観に配慮す る。	—	随時
日常清掃	専用のクリーナー等で庫内の棚、床を清掃する。			
収蔵庫内の照明器具交換				
蛍光灯の交換	FHF32EX-N U（または同等品）必要に応じて交換。 （本室 54、前室 4）	58	随時	